

コロンビア共和国

主要データ

国名〔英名〕	コロンビア共和国 [Republic of Colombia]
面積 (km ²)	1,138,910
海岸線延長 (km)	3,208
人口 (百万人)	45.2
人口密度 (人/km ²)	39.7
GDP (百万 US\$)	378,713
一人当り GDP (US\$)	8,127
主要鉱産物：鉱石	ニッケル、金、銀、鉄鉱石
主要鉱産物：地金	フェロニッケル、粗鋼
鉱業管轄官庁	鉱山エネルギー省 (Ministerio de Minas y Energia)
鉱業関連政府機関	国家鉱山庁 (ANM)、コロンビア地質サービス局 (SGC)
鉱業法	鉱業法 (法律 685 号、2001 年)、2010 年 2 月に一部改正
ロイヤルティ	法律 756 号、2002 年
外資法	コロンビアにおける投資家のための法的安定に関する法律 (法律 963 号、2005 年)
環境規制法 (環境影響調査制度、環境・排出基準の有無等)	環境法 (法律 99 号、1993 年)
鉱業公社	-
鉱業活動中の民間企業	BHP Billiton、Anglo Gold Ashanti、Greystar Resources
近年の鉱業関連問題 (資源ナショナリズム、労働争議、環境問題等)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2011 年 3 月に、Angostura 金・銀プロジェクトの公聴会が抗議行動により中止となったことを契機に、Greystar Resources 社が環境ライセンスの申請を取り下げ ・ 2011 年 7 月、同プロジェクトが位置する Norte de Santander 県は Angostura 金・銀プロジェクト受入れ拒否
2011 年のトピックス	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2010 年 2 月施行の鉱業法の一部を改正する法律が 2011 年 5 月に違憲と判断され、2 年以内の再度改正の検討始まる ・ 2012 年 2 月、鉱山エネルギー省は、金、銅、石炭等 11 鉱種を戦略的鉱物に指定。更にそれらが賦存する地域を特別戦略保護区に指定

1. 鉱業一般概況

コロンビアは、石炭、石油等エネルギー資源のほか、ニッケルをはじめとする金、銀、銅等の非鉄鉱物資源の賦存が知られている。

ニッケルは、同国北部の Cordoba 地域に位置する Cerro Matoso 鉱山 (BHP Billiton) で生産され、フェロニッケルとして輸出されている。2011 年のコロンビアにおけるニッケルの生産量は 3 万 7,800t で、2010 年に比べ 23.5% の減産となった。ニッケルはフェロニッケルとして全量の 11 万 600t が中国、オランダなどに輸出された。

金については、その多くが同国北西部の Antioquia 地域での小規模事業者による採掘によるもので、2011 年の金の生産量は 50.4t で、2010 年に比べ 6.0% 減少した。

鉱業環境としての治安状況は、2002 年に発足したウリベ政権による麻薬・テロ対策、警備強化、並

びにその政策を継承して2010年に就任したサントス大統領による重点的な取り組みによって大幅に改善したと言われており、石炭やフェロニッケルを生産する北部地方は治安状況もよく、能率的な鉱業活動が行われている。しかし、南部国境地帯やアマゾン森林地帯では非合法武装集団が依然活動しており、また、コカの栽培地域であることから、鉱業開発の前提となる探査活動が依然として制限されている。コロンビアのアンデス山系は、ベースメタル資源のポテンシャルが高いと推定され、今後、更に治安状況が改善されれば、金属資源開発が活発になる可能性が高い。

なお、コロンビア鉱業協会(Asomineros)によると、コロンビアでは2010~2020年の間に240億US\$の鉱業投資(石炭産業:125億US\$、金鉱業:50億US\$、ベースメタル鉱業:45億US\$、探鉱活動:20億US\$)が計画されている。

2. 鉱業政策の主な動き

(1) 鉱業法改正の動き

コロンビアでは2010年2月9日に、2001年に制定された鉱業法の一部を改正する法律(法律1382号)が施行された。本改正法には、政府による鉱区管理の強化(例えば国家特別保護区の設定や当該保護区の入札によるライセンスの付与)、探鉱期間、鉱区有効期間の変更、小規模・零細鉱業者の合法化、自然公園や森林保護区、ラムサール条約で指定された湿地帯、標高3,000m以上のパラモと呼ばれる赤道アンデス地域などでの鉱業活動に対する鉱業ライセンスの取得禁止などが規定されている。

2011年5月、コロンビア憲法裁判所は、この改正法は先住民への事前協議無しで改正が行われたことを理由に、違憲であるとの判決を下した。このため、国会は2年以内にこの改正法を再度改正することになった。2012年3月にCardenas 鉱山エネルギー大臣が語ったところでは、新鉱業法では政府の監査権限を強化し、鉱区が投機目的の投資家ではなく、質の高い鉱山企業が取得出来るよう、鉱区付与の対象を選択することも規定され、2012年7月20日までに完成のうえ、同日に国会に上程される見込みであったが、2012年11月7日現在、国会に上程されていない。

(2) 国家鉱山庁の設置

コロンビアの鉱業セクター強化と鉱業監査や管理体制強化を目指し、鉱山エネルギー省の体制強化を図るため、2011年11月4日、鉱山エネルギー省に国家鉱山庁(ANM)を設立する政令が公布された。ANMは、探鉱や鉱山開発促進、鉱区入札や鉱業活動に対する監査を行うとされ、従来の鉱山地質研究所(INGEOMINAS)所管業務の一部がANMに移行し、INGEOMINASは改組され、コロンビア地質サービス局(SGC)として調査業務に専念することになった。なお、2011年2月からANMが業務を開始した2012年5月までの間、鉱区付与プロセスに欠陥が発見されたとの理由により、鉱区申請の禁止措置が行われた。さらに2011年12月6日、鉱山エネルギー省は同省の機能強化のための機構改革として、同省の鉱業関連部門とエネルギー関連部門を分離し、各々独立した次官室を設置すること及び環境問題対応局を設置することを発表した。

(3) 戦略的鉱物・戦略的地域の指定

2012年2月6日、鉱山エネルギー省は11種の戦略的鉱物を決定したと発表した。同省が戦略的鉱物として指定したのは、金、プラチナ、銅、リン、カリウム、マグネシウム、原料炭、一般炭、ウラン、鉄鉱石、コルタン(コロンバイト、タントライト)である。これら戦略的鉱物は、国際市場の動向やコロンビアの地質の特徴等に基づいて指定された。この戦略的鉱物の指定を基に、SGCが特別戦略保護区を決定することになる。

2012年2月23日、政府が全国15県、290万haに及ぶ、合計313の特別戦略保護区を決定したことを発表した。政府は、これらの特別戦略保護区での資源開発に対し、国にとってより大きな利益をもたらす投資や生産を目的とし、客観的な選択プロセスに基づく入札を実施している。

3. 主要鉱産物の生産・輸入・消費・輸出動向

(1) 主要金属鉱石生産量

表 1-1. 金属鉱石生産量

鉱種	2009年	2010年	2011年	対前年増減比(%)
ニッケル(千t)	51.8	49.4	37.8	-23.5
金(t)	47.8	53.6	50.4	-6.0
銀(t)	10.8	15.3	15.1	-1.3
鉄鉱石(千t)	500	500	-	-

(出典：World Metal Statistics Yearbook 2012、Steel Statistical Yearbook 2011)

(2) 主要金属地金生産量

表 1-2. 金属地金生産量

鉱種	2009年	2010年	2011年	対前年増減比(%)
フェロニッケル(Ni 純分千t)	51.8	49.4	37.8	-23.5
粗鋼(千t)	1,053	1,213	1,290	6.3

(出典：World Metal Statistics Yearbook 2012、World Steel Association, Annual Crude Steel Production 2011, 2010, 2009)

(3) 主要金属消費量

表 1-3. 金属地金消費量

鉱種	2009年	2010年	2011年	対前年増減比(%)
銅(千t)	10	10	10	0.0
亜鉛(千t)	21	25	24	-4.0
鉛(千t)	44	47	48	2.1
錫(千t)	0.4	0.4	0.3	-25.0

(出典：銅：ICSG Copper Bulletin September 2012、亜鉛・鉛：ILZSG Lead and Zinc Statistics October 2012、錫：World Metal Statistics Yearbook 2012)

(4) 主要金属輸出量

表 1-4. 金属輸出量

鉱種	2009年	2010年	2011年	対前年増減比(%)
フェロニッケル(千t)	169.6	140.8	110.1	-21.8

(出典：World Metal Statistics Yearbook 2012)

(5) 主要金属輸入量

表 1-5. 精鉱中含量・地金輸入量

鉱種	2009年	2010年	2011年	対前年増減比(%)
銅(千t)	6.2	6.6	8.1	22.7

(出典：ICSG Copper Bulletin September 2012)

4. 鉱山・製錬所状況

Cerro Matoso 鉱山は、コロンビア北部の Cordoba 地域に位置し、BHP Billiton が操業する同国唯一のニッケル鉱山で、フェロニッケルとして中国、オランダ等に全量が輸出されている。

表 2. 鉱山一覧

鉱山名	権益保有企業	鉱種	2011 年生産量(千 t)
Cerro Matoso	BHP Billiton	ニッケル	37.8

(出典：World Metal Statistics October 2012)

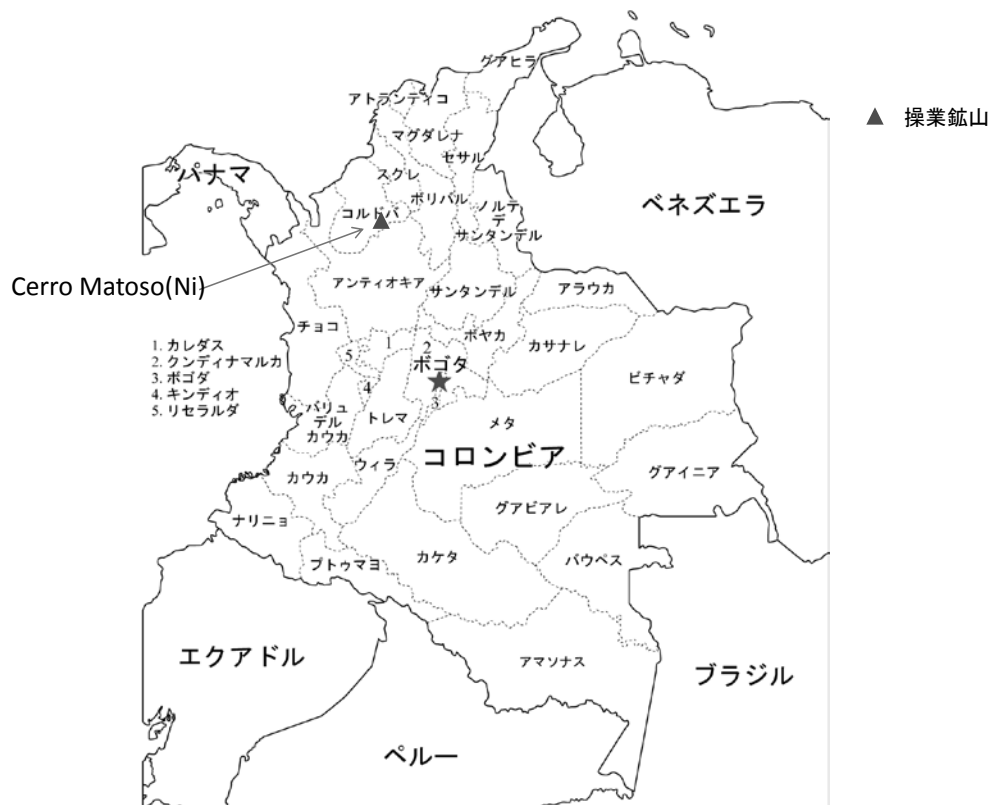


図 1. 主要鉱山位置図

5. 探鉱状況

(1) La Colosa 金プロジェクト(鉱量：3 億 8,100 万 t、品位：金 1g/t)

Anglo Gold Ashanti 社(南ア)による金の探鉱プロジェクトで、Tolima 県内、ボゴタの西方 150km に位置する。同社は 2015 年頃の操業開始を目標としており、年間 70 万 oz(約 22t)の金の生産が見込まれ、現在プレ FS を実施中である。

ただし、本プロジェクトに関しては、2008 年に自然保護区内で解除の認可を受けずに探鉱活動を実施したとして地元 Tolima 県からの探鉱中止命令により探鉱活動の中断を余儀なくされたが、2010 年に再開された。その後も水不足を理由に Tolima 県の水源地帯であるプロジェクト近傍の水利用権は付与されておらず、プロジェクトで必要な水はトラック輸送されている。

このような状況から同プロジェクトは大幅な遅延を余儀なくされ、生産開始時期は、当初計画の 2016 年から 2018 年に延期される見通しであり、開発費用も 27 億 US\$から 35 億 US\$に大幅に増大すると Anglo Gold Ashanti 社は見込んでいる。

(2) Angostura 金・銀プロジェクト(鉱量：4億300万t、品位：金0.965g/t、銀5.927g/t)

Greystar Resources 社(加)による金・銀の探鉱プロジェクトで、Santander 県に位置する。2009年12月にEIA(環境影響評価書)が提出されたが、2010年2月に鉱業法の一部が改正されたため、環境住宅国土開発省は2010年4月に同社に対してEIAの再提出を求めた。しかし、新たなEIA作成は時間的、経費的に多大なロスを招くこと、また、EIA提出時には新たな鉱業法が施行される前であったことなどから同社は異議を申し立て、結局、環境住宅国土開発省は提出済みのEIAを改めて審査することとなった。

その後、EIA承認プロセスの一環として2010年11月及び2011年3月に地元で公聴会が開催されたが、住民の抗議行動によって途中で打ち切られることとなり、これを契機として、Greystar社は環境ライセンスの申請を取り下げた。

Angosturaプロジェクトの開発計画面積は220haで、鉱山施設が海拔3,400~3,800mのエリアに建設される計画であったが、改正鉱業法は海拔3,000m以上のパラモ地域での鉱業活動を禁止しているため、同社は開発計画の変更を余儀なくされている。2009年に発表されたプレFS結果によると、本プロジェクトはコロンビア初の露天採掘により、年間51.1万oz(約16t)の金と230万oz(約72t)の銀を15年にわたって生産することが見込まれていたが、同社は、露天掘り採掘から坑内掘り採掘に切り替えることで、パラモ地区(3,750-4,300m)、パラモ地区下部(3,600-3,750m)、アンデス森林地区(2,800-3,600m)等の生態系を保護することができるとしている。

6. 我が国との関係

(1) 日本への輸出

フェロニッケルについては、2011年の総輸入量51,600tに対して5,400tと割合で10.5%、ニュージーランド(82.4%)に次ぐ輸入先となっている。

表3. 日本への精鉱・地金輸出入量

鉱種	2009年	2010年	2011年	対前年増減比(%)
フェロニッケル(千t)	4.3	5.5	5.4	-1.8

(出典：財務省貿易統計)

(2) 日本企業による投資状況等

2011年10月20日、伊藤忠商事は米国にITOCHU Coal Americas社を設立し、コロンビア国内で複数の炭鉱と輸送インフラを運営する米国のDrummond International社の株式の20%を取得したと発表した。

7. その他トピックス

特になし。

(2012.11.7 リマ事務所 嶋中真洋)